

太田市災害援護資金の貸付制度概要

対象者

災害により世帯主がおおむね 1 か月以上の負傷又は住居又は家財に、その価額の1/3以上の被害を受けた者。

所得制限

世帯数	総所得額 (前年の所得)
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5 人以上	730万円+30万円×(世帯数-4) 人
住居滅失	1270万円

災害援護資金の限度額等

(1) 世帯主の負傷おおむね 1 か月以上、かつ、

(ア)	住居損害なし、かつ、家財損害が価額の1/3未満	150万円
(イ)	住居損害なし、かつ、家財損害が価額の1/3以上	250万円
(ウ)	住居半壊	270万円
	(ただし、建て直しに残存部分も取り壊しをせざるを得ない場合は)	350万円
(エ)	住居全壊	350万円

(2) 世帯主に負傷なし、かつ、

(ア)	住居損害なし、かつ、家財損害が価額の1/3以上	150万円
(イ)	住居半壊	170万円
	(ただし、建て直しに残存部分も取り壊しをせざるを得ない場合は)	250万円
(ウ)	住居全壊	250万円
	(ただし、建て直しに残存部分も取り壊しをせざるを得ない場合は)	350万円
(エ)	住居滅失又は流失	350万円

申請期間

令和元年 1 1 月 1 日～令和 2 年 1 月 3 1 日

償還期間

10年

据置期間 3年（総理大臣が定める場合は5年）

保証人（連帯保証人）

特に条件なし

利率

無利子	連帯保証人あり
年利1.5%	連帯保証人なし

償還方法

- ①年払い
- ②半年払い
- ③月払い